# 北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
# (答申第１号)

平成３０年４月１２日

北杜市長が行った平成２９年７月２５日付北杜須総第１３３号及び平成２９年７月３１日付北杜須総第１３７号一部開示決定に関する処分に対する審査請求の件

## 第１　審査請求の対象とされた情報

・須玉町東向の中山間組織（東向集落協定組合）の計画書を含む規約の全て
・平成２７年度及び平成２８年度の東向集落協定組合の活動報告を含む関係書類全て

## 第２　審査会の結論

北杜市長（以下「実施機関」という。）がなした本件文書の開示請求に係る北杜市情報公開条例第５条第２号及び同条第３号アの規定により、一部非開示とした決定は妥当である。

## 第３　審査請求及び当審査会の経緯

（１）　平成２９年７月１２日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件文書について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「情報公開条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（２）　平成２９年７月１８日、請求人は、本件文書について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「情報公開条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（３）　平成２９年７月２５日付け北杜須総第１３３号により、実施機関は、情報公開条例第５条第２号を根拠に情報公開条例第９条第１項の規定に基づき一部非開示決定通知書により請求人に通知した

（４）　平成２９年７月３１日付け北杜須総第１３７号により、実施機関は、情報公開条例第５条第２号及び同条第３号アを根拠に情報公開条例第９条第１項の規定に基づき一部非開示決定通知書により請求人に通知した。

（５）　平成２９年１０月２５日、請求人は、本件一部非開示決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ審査請求書を提出した。

（６）　平成２９年１１月２９日付けで実施機関（処分庁）から審査請求に対する弁明書が提出された。

（７）　平成２９年１１月２９日付け北杜農政第９７４号により、実施機関は、情報公開条例第１５条の規定に基づき、当審査会に対し、諮問書を提出した。

（８）　平成２９年１２月２０日付けで、請求人から意見書が提出された。

（９）　平成３０年３月２９日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、口

頭意見陳述を実施した。

## 第４　審査請求の趣旨

平成２９年７月１２日付けで開示請求した公文書及び平成２９年７月１８日付けで開示請求した公文書の全面開示要求

## 第５　両者の主張

（１）　審査請求書における請求人の主張

ア　東向集落協定組合の構成員（会長を除く役員及び一般組合員）の氏名が黒塗りになっているため、開示を要求する。

イ　東向集落協定組合の農用地の管理者が黒塗りで判明しないので、開示を要求する。

ウ　東向集落協定組合活動報告の領収書の受取人欄及び口座振替の受取人欄が黒塗りなので、開示を要求する。

エ　東向集落協定組合活動報告の金銭の使途に疑問がある。担当者の説明では理解、納得ができないので、詳しい説明を求める。

オ　組合へのヒアリング時の記録が開示されていないので、開示を要求する。

（２）　意見書における請求人の主張

ア　国民の税金である補助金で成り立つ組合の構成員の氏名は開示すべきである。

イ　国民の税金である補助金で成り立つ組合の農用地の管理者は開示すべきである。

ウ　国民の税金である補助金で成り立つ組合なので交付金受取人及び口座振替の受取人欄を開示すべきである。

エ　須玉総合支所の担当者は適切な支出と説明するが、納税者としては納得できない。

オ　年に数回のヒアリングがあるとの説明があった。その時の記録がないとは考えられないので速やかに開示すべきである。

カ　開示全てで、市は情報公開条例の第５条第２号の運用が適切でない。

（３）　実施機関（処分庁）の主張

ア　前記５（２）ア、イ及びウについて

請求人に対し平成２９年７月２７日及び同年８月３日に開示を行った公文書（以下「本件公文書」という。）のうち構成員、農用地の管理者、交付金受取人及び口座振替の受取人の氏名は、特定の個人を識別することができる情報のため、条例第５条第２号に該当することから、本件処分を行ったものである。

イ　前記５（２）エについて

本件公文書の開示後に請求人に対し、補助金の使途については説明を行ったが、当該説明に対する請求人の認否は、条例第９条に基づく決定を拘束するものではないことから、本件処分に影響を与えるものではない。

ウ　前記５(２)オについて

事業計画書については、ヒアリング自体の実施がないため、記録自体が不存在である。

また、活動報告書については前記のとおり活動内容についてのヒアリングを実施しているが、本協定の活動報告書におけるヒアリング時の記録は不存在である。

エ　前記５(２)カについて

前記アに記載のとおり本件処分における非開示部分については、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第５条第２号に該当する。

上記の理由から、本件処分は情報公開条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な行為ではないため、本件審査請求に理由がないとしている。

## 第６　審査会の判断

（１）　請求対象の公文書について

平成２９年７月１２日付けにて請求人が請求している公文書は、東向集落協定組合の事業計画書及び同組合の規約である。このうち事業計画書は、平成２７年度～平成３１年度の５年間、中山間地域等直接支払制度を実施する集落が協定を締結し、取り組みとして農業生産活動、管理体制（役割)、対象農用地等を定め、市へ提出するものである。

平成２９年７月１８日付けにて請求人が請求している公文書は、平成２７年度及び平成２８年度の事業実績報告書（活動報告書）であり、これらは、事業計画書の内容に対し、各年度末に収支決算書、金銭出納簿（通帳・領収書コピーを添付)、活動記録等を市へ提出するものである。市では協定集落の役員へのヒアリングを実施し、活動内容の確認と書類の作成支援を行うものである。

（２）　事業計画書及び活動報告書に記載の組合構成員、農用地の管理者、交付金受取人欄及び口座振替の受取人欄を非開示としたことの妥当性について

情報公開条例は、公文書について開示を原則としているが、情報公開条例第５条第２号本文は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示をしないことができると規定している。

そして、「個人に関する情報」とは、個人の思想、信条、健康状態その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれ

るものであり、個人に関する情報全般を意味する。また、「特定の個人が識別されるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別されることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人が識別される個人情報の全体である。

こうしたことから、請求人が実施機関（処分庁）に開示することを請求し、実施機関（処分庁）が非開示とした情報は、「東向集落協定組合の事業計画書、規約及び実績報告書（活動報告書）」のうち、組合構成員、農用地の管理者、交付金受取人欄及び口座振替の受取人欄に関する情報であり、情報公開条例第５条第２号本文に該当することから一部開示を決定したものであり、何ら違法又は不当な行為ではない。

（２）　活動交付金の使途が適切であったかどうかについて

須玉総合支所の担当者が請求人に対して行った補助金の使途に関する説明の内容について、請求人が受け入れるか否かは、中山間地域直接支払制度自体に対する請求人自身の主張であり、今回の請求人の主張は、原処分に何ら影響を与えるものではなく、情報公開条例第９条に基づく決定を拘束するものではないことから失当である。

（３）　組合に対して行ったヒアリング時の記録の開示について

ヒアリングについては、中山間地域等直接支払制度実施要綱上は必須の行為ではなく、その記録を実績報告時に保存及び提出する義務は定められていない。

また、ヒアリングの記録は不存在であるため、開示対象となる資料は存在しない。

## 第７　結論

以上のとおりであるから、「第２　審査会の結論」のとおり判断する。